



川崎市公報

毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目次

規則

◇川崎市契約規則の一部を改正する規則(第71号) 3654

◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第72号) 3655

◇川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第73号) 3655

◇川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(第74号) 3655

◇川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第75号) 3657

告示

◇公印の改刻(第515号) 3657

◇たき火及び喫煙の禁止(第516号) 3657

◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第517号) 3659

◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第518号) 3659

◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第519号) 3659

◇自転車等の撤去と保管(第520号) 3659

◇道路区域の変更(第521号) 3659

◇道路の供用開始(第522号) 3660

◇道路区域の変更(第523号) 3660

◇道路の供用開始(第524号) 3660

◇道路区域の変更(第525号) 3660

◇道路の供用開始(第526号) 3660

◇道路区域の変更(第527号) 3661

◇道路の供用開始(第528号) 3661

◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第529号) 3661

◇自転車等の撤去と保管(第530号) 3661

◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則に規定する調査の方法並びに処理対策の方法及び管理の方法の一部改正(第531号) 3662

公告

◇都市公園の供用開始(第741号) 3662

◇一般競争入札の執行(第742号) 3662

◇都市計画公聴会の開催(第743号) 3666

◇一般競争入札の執行(第744号) 3667

◇開発行為に関する工事の完了(第745号) 3670

◇公園墓地管理手数料に係る納入通知書の公示送達(第746号) 3670

◇一般競争入札の執行(第747号) 3670

◇開発行為に関する工事の完了(第748号) 3672

◇一般競争入札の執行(第749号) 3673

◇一般競争入札の執行(第750号) 3674

◇一般競争入札の執行(第751号) 3676

◇一般競争入札の執行(第752号) 3678

◇一般競争入札の執行(第753号) 3679

◇一般競争入札の執行(第754号) 3680

◇一般競争入札の執行(第755号) 3682

◇一般競争入札の執行(第756号) 3684

◇一般競争入札の執行(第757号) 3685

◇一般競争入札の執行(第758号) 3687

◇一般競争入札の執行(第759号) 3688

◇一般競争入札の執行(第760号) 3689

◇一般競争入札の執行(第761号) 3691

◇一般競争入札の執行(第762号) 3692

◇一般競争入札の執行(第763号) 3692

◇一般競争入札の執行(第764号) 3694

◇川崎都市計画生産緑地地区の変更の案の縦覧(第765号) 3699

◇一般競争入札の執行(第766号) 3699

◇公募型プロポーザルの実施(第767号) 3701

◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請(第768号) 3702

◇一般競争入札の執行(第769号) 3703

める。

第6号様式工事請負契約約款第13条第1項及び第2項中「主任技術者(監理技術者)」を「主任技術者等」に改める。

第6号様式工事請負契約約款第21条の次に次の1条を加える。

(著しく短い工期の禁止)

第21条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第6号様式工事請負契約約款第23条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第6号様式工事請負契約約款第46条第4号中「第11条第1項第2号」の次に「及び第3号」を加える。

第6号様式工事請負契約約款第62条第2項中「主任技術者(監理技術者)」を「主任技術者等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の締結に係る契約から適用し、施行日前の契約の締結に係る契約については、なお従前の例による。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月30日

川崎市市長 福田 紀彦

川崎市規則第72号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

別表第15カドミウム及びその化合物の項中「0.01ミリグラム」を「0.003ミリグラム」に、「150ミリグラム」を「45ミリグラム」に改め、同表トリクロロエチレンの項中「0.03ミリグラム」を「0.01ミリグラム」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規則別表第15の規定は、この規則の施行の日以後に行われる川崎市公害防止等生活環境の保全に

関する条例施行規則第70条第1項に規定する調査(以下「調査」という。)について適用し、同日前に行われた調査については、なお従前の例による。

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の施行期日を決める規則をここに公布する。

令和2年9月30日

川崎市市長 福田 紀彦

川崎市規則第73号

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の施行期日を決める規則

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例(令和2年川崎市条例第14号)の施行期日は、令和2年10月1日とする。

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月30日

川崎市市長 福田 紀彦

川崎市規則第74号

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第10条中「母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書」を「母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還(償還)申出書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(償還の申出)

第10条の2 政令第8条第4項、第31条の6第4項又は第37条第4項の規定により償還をしようとする者は、政令第7条第3号ロただし書に規定する大学等修学支援を受けた日以後速やかに、母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還(償還)申出書に当該事実を証明する書類を添えて市長に申し出なければならない。

様式目次中「母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還申出書」を「母子・父子・寡婦福祉資金繰上償還(償還)申出書」に、「第10条」を「第10条、第10条の2」に改める。

第15号様式を次のように改める。